

あなたの空家は大丈夫ですか？

—手遅れになる前に対策を—

問合せ 都市計画課都市計画G ☎55-99627



適切に管理されていない空家が全国的に問題となっています。

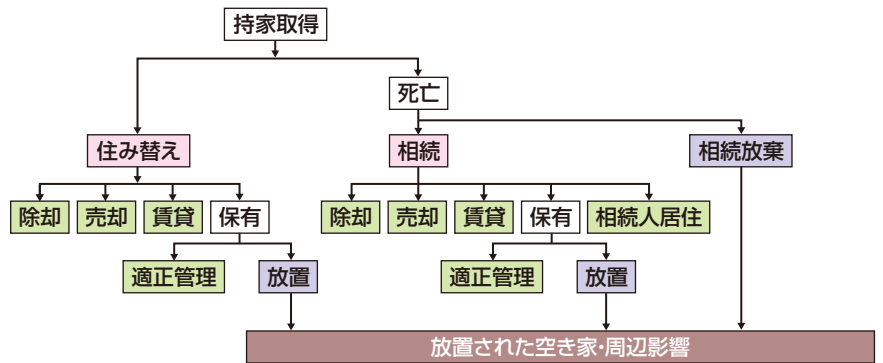
屋根瓦の落下で通行人にけがを負わせたり、老朽空家が倒壊し周囲に被害が及べば、管理者は賠償責任を負います。また、草木の繁茂で棲みついた害虫や害獣が人を襲ったり、空家が犯罪に利用されないとも限りません。

この機会に空家問題について考えてみませんか？

空家の発生原因

空家が発生する原因は、右記のように整理できます。

住み替えや親の実家を相続した段階で「とりあえずそのまま」にしておくのではなく、将来を見据えて適切な対応をしていくことが重要です。



出典: あいち空き家管理・活用情報サイト

空家を放置すると…



こうなる前に、
まずはご相談ください。

空家管理のデメリット

空家を維持するには、税金のほか、見守りや除草などにお金が必要となります。また、今は管理できても、将来的に高齢で管理できなくなることも考えられます。

必要のない空家のうち、新しいものは賃貸や売却を、利活用が難しいものは解体するなど、空家の状態に応じて、適切な処分を検討してください。



▲適切に管理されていない空家の例①
(出典:国土交通省資料)

空家対策には次の方法があります。



利活用するには

最近では空家を活用したいと考える人が多くなりました。比較的新しい空家は、使いたい人に貸したり、売却することを検討してください。

市では、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と、空家に関する相談窓口(☎052-522-2567)について提携しています。無料で相談できますので、ぜひご利用ください。



処分ができない場合は

親の施設入所や、大切な家財道具が残っているなどの理由で、すぐに空家の処分が難しいときは、愛知県宅地建物取引業協会への管理委託も検討してください。有料にはなりますが、専門業者による見守りや維持管理が受けられます。



解体も視野に

老朽化により、利活用が難しい空家は解体の上、土地の売却を検討してください。

市では、空家を解体する際に、最大20万円を補助しています(予算に限りがありますので、早めに相談してください)。

また、相続した空家や敷地を売却した場合、最大3,000万円までの譲渡所得控除が受けられる場合があります。適用には相続から3年以内であることなど、一定の要件を満たすことが必要です。

各種支援制度の詳細については、問い合わせ先までお尋ねください。



▲適切に管理されていない空家の例②
(出典:国土交通省資料)